



神戸市公報

発行所 神戸市中央区加納町6丁目5番1号
神戸市役所
編集兼印刷発行人 神戸市長
発行日 毎週火曜日

目次

種類	件名	所管部署	ページ
規則 告示	神戸市屋外広告物条例施行規則の一部を改正する規則 放置自転車等の撤去及び保管	建設局道路管理課 港湾局神戸港管理事務所	1 5
告示	介護保険法に基づく指定地域密着型サービス事業者等の廃止	福祉局監査指導課	6
告示	介護保険法に基づく指定地域密着型サービス事業者等の指定	福祉局監査指導課	7
告示	介護保険法に基づく介護予防・日常生活支援総合事業指定事業者の廃止	福祉局監査指導課	8
告示	介護保険法に基づく介護予防・日常生活支援総合事業指定事業者の指定	福祉局監査指導課	10
告示	介護保険法に基づく指定居宅サービス等事業者の廃止	福祉局監査指導課	12
告示	介護保険法に基づく指定居宅サービス等事業者の指定	福祉局監査指導課	14
告示	特定非営利活動法人の認定有効期間を更新しないことによる失効	地域協働局地域活性課	18
告示	特定非営利活動法人の認定有効期間の失効	地域協働局地域活性課	19
告示	道路法による道路の区域変更・供用開始(市道 出合白水線)	建設局道路管理課	20
告示	道路法による道路の区域変更・供用開始(市道 大池46号線ほか)	建設局道路管理課	21
告示	道路法による道路の区域決定・供用開始(市道 大池78号線ほか)	建設局道路管理課	22
告示	道路法による道路の供用開始(市道 相生通線他)	建設局道路管理課	23
告示	道路法による道路の区域変更・供用開始(市道 名谷環状線)	建設局道路管理課	24
告示	道路法による道路の区域変更・供用開始(市道 住吉東町36号線)	建設局道路管理課	25
水道局	給水装置の構造及び材質に関する規程の一部を改正する規程	水道局経営企画課	26
水道局	神戸市指定給水装置工事事業者の廃止	水道局給水課	29

神戸市屋外広告物条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 8 年 8 月 12 日

神戸市長 久 元 喜 造

神戸市規則第11号

神戸市屋外広告物条例施行規則の一部を改正する規則

神戸市屋外広告物条例施行規則（平成12年 3 月規則第144号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第 1 号及び第 2 号において「改正部分」という。）及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第 1 号及び第 3 号において「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
（適用除外の基準等） 第 6 条 〔略〕 2 ～ 5 〔略〕 6 条例第11条第 3 項第 9 号に規定する規則で定める基準は、<u>簡易広告物の記載内容が次のいずれかに該当することとする。</u> <u>(1) 次のア又はイに掲げるものが行う政治活動（公職選挙法（昭和25年法律第100号）の適用を受ける選挙運動を除く。）に係るものであること。</u>	（適用除外の基準等） 第 6 条 〔略〕 2 ～ 5 〔略〕 6 条例第11条第 3 項第 9 号に規定する規則で定める基準は、<u>次に掲げるものとする。</u> <u>(1) 簡易広告物の記載内容は、政党その他の政治団体が行う宣伝若しくは集会に係るものであること又は社会教育を目的とした団体若しくは自治会その他の地域団体が行</u>

ア 政党その他の政治団体

イ 公職の候補者又は公職の候補者となろうとする者（公職にある者を含む。）

(2) 社会教育を目的とした団体又は自治会その他の地域団体が行う集会、行事又は催物に係るものであること。ただし、次のアからオまでに掲げる基準を満たしているものに限る。

ア 簡易広告物の表示の期間は、20日を超えないこと。

イ 屋外広告物法（昭和24年法律第189号。以下「法」という。）第7条第4項に規定するはり紙及びはり札等にあつては、その縦の長さは0.8メートル以下とし、かつ、その表示面積は0.25平方メートルを超えないこと。

ウ 法第7条第4項に規定する広告旗及び立看板等にあつては、その縦の長さは1.8メートル以下とし、かつ、その横の長さは0.5メートル以下とすること。

エ 簡易広告物を表示する期間の始期及び終期をその表面に表示すること。

オ 簡易広告物を表示した者の氏

う集会、行事若しくは催物に係るものであること。

(2) 簡易広告物の表示の期間は、20日を超えないこと。

名（法人にあっては、名称）及び住所又は電話番号を広告物の表面に表示すること。

(3) 屋外広告物法（昭和24年法律第189号。以下「法」という。）第7条第4項に規定するはり紙及びはり札等にあつては、その縦の長さは0.8メートル以下とし、かつ、その表示面積は0.25平方メートルを超えないこと。

(4) 法第7条第4項に規定する広告旗及び立看板等にあつては、その縦の長さは1.8メートル以下とし、かつ、その横の長さは0.5メートル以下とすること。

(5) 簡易広告物を表示する期間の始期及び終期をその表面に表示すること。

(6) 簡易広告物を表示した者の氏名（法人にあっては、名称）及び住所又は電話番号を広告物の表面に表示すること。

7、8 [略]

別表第1（第7条関係）

番号	広告物の種類	広告物等の規格及び 条例第5条第1項、第3項又は第5項の許可の基準（これらの許
----	--------	--

7、8 [略]

別表第1（第7条関係）

番号	広告物の種類	広告物等の規格及び 条例第5条第1項、第3項又は第5項の許可の基準
----	--------	--------------------------------------

		可を要しない広告物			
		等にあつては、広告物			
		等の規格)			
[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

神戸市告示第262号

神戸市自転車等の放置の防止及び自転車駐車場の整備に関する条例(昭和 58 年 4 月条例第 3 号)第 12 条の規定により自転車等を撤去し、及び保管したので、同条例第 13 条第 1 項の規定により次のとおり告示する。

令和 8 年 8 月 12 日

神戸市長 久 元 喜 造

1 自転車等が置かれ、又は放置されていた場所

六甲ライナー「南魚崎」駅駐輪場

2 撤去し、及び保管した自転車等の台数

自転車 38 台。

3 撤去し、及び保管した年月日

2026 年 7 月 29 日

4 保管期間

この告示の日から 1 月間(その保管に不相当な費用を要するときに限る。)

5 返還事務を行う時間

月曜日から金曜日までの午前 9 時 30 分から午後 5 時まで
(但し、祝日および 12 月 29 日から翌年の 1 月 3 日までは除く)

6 返還を受けるために必要な事項

自転車等の利用者等は、当該保管に係る自転車等の返還を受けようとするときは、その住所及び氏名ならびに当該自転車等の鍵その他の利用者等であることを証する物を市長に提示しなければならない。

自転車等の保管及び返還の場所

ポートアイランド・旧ヘリポート西保留地

7 問い合わせ先

港湾局神戸港管理事務所

電話(078)304-2502

8 その他

この告示の日から起算して 6 月を経過しても当該保管に係る自転車等(この告示の日から 1 月を経過してもなお当該自転車等を返還することができない場合においてその保管に不相当な費用を要するため当該自転車等を売却した代金を含む。)を返還することができないときは、当該自転車等の所有権は、本市に帰属する。

神戸市告示第263号

次の事業者について、介護保険法（平成9年法律第123号）第78条の5第2項及び第115条の15第2項の規定に基づいて事業を廃止する旨の届出があったため、同法第78条の11第2号及び第115条の20第2号の規定により告示する。

令和8年8月12日

神戸市長 久 元 喜 造

介護保険事業所番号	事業所名称	事業所所在地	申請者法人名	申請者所在地	廃止年月日	サービス種類
2875101632	はるか	兵庫県神戸市中央区籠池通1丁目2-16	日本はるかケアライフ株式会社	兵庫県神戸市中央区籠池通1丁目2-16	令和8年6月30日	地域密着型通所介護

神戸市告示第264号

次の事業者について、介護保険法（平成9年法律第123号）第42条の2第1項及び第54条の2第1項本文の事業者の指定をしたので、同法第78条の11及び第115条の20の規定により告示する。

令和8年8月12日

神戸市長 久 元 喜 造

介護保険事業所番号	事業所等の名称	事業所の所在地	指定申請者の名称	指定申請者の所在地	指定年月日	サービス種類
2895200612	グループホームはなみずき	兵庫県神戸市西区前開南町2丁目3-15	社会福祉法人洗心会	兵庫県神戸市西区前開南町2丁目1-12	令和8年7月1日	認知症対応型共同生活介護

令和8年8月12日 神戸市公報第3975号

神戸市告示第265号

次の事業者について、介護保険法施行規則第 140 条の 62 の 3 第 2 項第 4 号の規定に基づいて事業を廃止する旨の届出があったため、神戸市介護予防訪問サービス・生活支援訪問サービス・介護予防通所サービス事業者の指定に関する要綱第 10 条第 2 号の規定により告示する。

令和 8 年 8 月 12 日

神戸市長 久 元 喜 造

介護保険事業所番号	事業所名称	事業所所在地	申請者法人名	申請者所在地	廃止年月日	サービス種類
2870501208	まいらいふ兵庫	兵庫県神戸市兵庫区下祇園町 1-13 グローバルハイツ 1 F	有限会社まいらいふ	兵庫県神戸市兵庫区下祇園町 1-13	令和 8 年 6 月 4 日	介護予防訪問サービス
2870800527	テツコの部屋訪問介護事業所	兵庫県神戸市垂水区下畑町小坂 71	有限会社まつもと	兵庫県神戸市垂水区下畑町小坂 71	令和 8 年 6 月 14 日	介護予防訪問サービス
2870800527	テツコの部屋訪問介護事業所	兵庫県神戸市垂水区下畑町小坂 71	有限会社まつもと	兵庫県神戸市垂水区下畑町小坂 71	令和 8 年 6 月 14 日	生活支援訪問サービス
2870203235	訪問介護シリウス 神戸店	兵庫県神戸市灘区岩屋北町 2-2-14	株式会社シリウス	大阪府堺市中区土師町五丁 15 番地 9	令和 8 年 6 月 30 日	介護予防訪問サービス
2875000487	神鉄ケアサービスセンター	兵庫県神戸市北区鈴蘭台南町 6 丁目 1-1	神戸電鉄株式会社	兵庫県神戸市兵庫区新開地 1-3-24	令和 8 年 6 月 30 日	介護予防訪問サービス

令和8年8月12日 神戸市公報第3975号

2875101632	はるか	兵庫県神戸市中央区籠池通1丁目2-16	日本はるかケアライフ株式会社	兵庫県神戸市中央区籠池通1丁目2-16	令和8年6月30日	介護予防通所サービス
2875204915	ヘルパーステーション スイッチオン神戸玉津	兵庫県神戸市西区持子2丁目100番地	株式会社スイッチオンサービス	兵庫県伊丹市鴻池3丁目16-10	令和8年6月30日	介護予防訪問サービス
2875204915	ヘルパーステーション スイッチオン神戸玉津	兵庫県神戸市西区持子2丁目100番地	株式会社スイッチオンサービス	兵庫県伊丹市鴻池3丁目16-10	令和8年6月30日	生活支援訪問サービス

令和8年8月12日 神戸市公報第3975号

神戸市告示第266号

次の事業者について、介護保険法（平成9年法律第123号）第115条の45の5第1項の事業者の指定をしたので、神戸市介護予防訪問サービス・生活支援訪問サービス・介護予防通所サービス事業者の指定に関する要綱第10条第1号の規定により告示する。

令和8年8月12日

神戸市長 久 元 喜 造

介護保険事業所番号	事業所等の名称	事業所の所在地	指定申請者の名称	指定申請者の所在地	指定年月日	サービス種類
2870104136	デイサービス 風の詩 甲南	兵庫県神戸市東灘区本庄町3丁目7-17	株式会社ヒナコーポレーション	兵庫県神戸市東灘区備後町五丁目3-1-309	令和8年7月1日	介護予防通所サービス
2870104144	カーリーナ神戸ホームヘルプステーション東灘店	兵庫県神戸市東灘区住吉宮町3-15-8エルパラッツォ住吉宮町201	合同会社LGS	兵庫県神戸市東灘区住吉宮町二丁目14番3号	令和8年7月1日	介護予防訪問サービス
2870604085	訪問介護ステーション感謝	兵庫県神戸市長田区池田新町11-19	一般社団法人朝月福祉会	兵庫県神戸市兵庫区湊川町十丁目26番8号	令和8年7月1日	介護予防訪問サービス
2870703861	ヘルパーステーションつぼみ	兵庫県神戸市須磨区月見山本町1丁目5番26号月見山モール1階	株式会社stand will	兵庫県神戸市須磨区飛松町3丁目5番13号	令和8年7月1日	介護予防訪問サービス

令和8年8月12日 神戸市公報第3975号

2870703861	ヘルパース テーション つぼみ	兵庫県神戸 市須磨区月 見山本町1 丁目5番 26号月見 山モール1 階	株式会社 stand will	兵庫県神戸 市須磨区飛 松町3丁目 5番13号	令和8年7 月1日	生活支援訪 問サービス
2875104743	スマイル栄 町通訪問介 護事業所	兵庫県神戸 市中央区栄 町通6丁目 1-8	社会福祉法 人博愛福祉 会	兵庫県加古 川市平岡町 新在家 2333番地 の2	令和8年7 月1日	介護予防訪 問サービス
2875104750	ライナス	兵庫県神戸 市中央区栄 町通6丁目 1番18号 ライオンズ スクエア神 戸元町 1103号	株式会社ラ イナス	兵庫県神戸 市中央区栄 町通六丁目 1番 18-1103号	令和8年7 月1日	介護予防訪 問サービス
2875205664	リハビリテ ーションラ ボ スリー ツリー伊川 谷	兵庫県神戸 市西区前開 南町1丁目 2-1	株式会社ス リーツリー	兵庫県神戸 市垂水区王 居殿3丁目 25-1	令和8年7 月1日	介護予防通 所サービス
2871201691	ヘルパース テーション スイッチオ ンひなたぼ っこ	兵庫県三田 市相生町1 -43	株式会社ス イッチオン サービス	兵庫県伊丹 市鴻池3丁 目16-10	令和8年7 月1日	生活支援訪 問サービス

神戸市告示第267号

次の事業者について、介護保険法（平成9年法律第123号）第75条第2項及び第82条第2項並びに第115条の5第2項及び第115条の25第2項の規定に基づいて事業を廃止する旨の届出があったため、同法第78条第2号及び第85条第2号並びに第115条の10第2号及び第115条の30第2号の規定により告示する。

令和8年8月12日

神戸市長 久 元 喜 造

介護保険事業所番号	事業所名称	事業所所在地	申請者法人名	申請者所在地	廃止年月日	サービス種類
2870501208	まいらいふ兵庫	兵庫県神戸市兵庫区下祇園町1-13 グローバルハイツ 1 F	有限会社まいらいふ	兵庫県神戸市兵庫区下祇園町1-13	令和8年6月4日	訪問介護
2870501216	まいらいふ介護支援センター	兵庫県神戸市兵庫区下祇園町1-13 グローバルハイツ 1 F	有限会社まいらいふ	兵庫県神戸市兵庫区下祇園町1-13	令和8年6月4日	居宅介護支援
2870800527	テツコの部屋訪問介護事業所	兵庫県神戸市垂水区下畑町小坂71	有限会社まつもと	兵庫県神戸市垂水区下畑町小坂71	令和8年6月14日	訪問介護
2860290622	あおぞら訪問看護ステーション	兵庫県神戸市灘区将軍通2丁目1-10 UTレジデンス 六甲 301	合同会社ハルモニアケア	兵庫県伊丹市千僧五丁目91番地 5・1-502号	令和8年6月15日	介護予防訪問看護

2860290622	あおぞら訪問看護ステーション	兵庫県神戸市灘区将軍通2丁目1-10 UTレジデンス六甲 301	合同会社ハルモニアケア	兵庫県伊丹市千僧五丁目91番地5・1-502号	令和8年6月15日	訪問看護
2870203235	訪問介護シリウス 神戸店	兵庫県神戸市灘区岩屋北町2-2-14	株式会社シリウス	大阪府堺市中区土師町五丁15番地9	令和8年6月30日	訪問介護
2875000487	神鉄ケアサービスセンター	兵庫県神戸市北区鈴蘭台南町6丁目1-1	神戸電鉄株式会社	兵庫県神戸市兵庫区新開地1-3-24	令和8年6月30日	訪問介護
2875204915	ヘルパーステーション スイッチオン神戸玉津	兵庫県神戸市西区持子2丁目100番地	株式会社スイッチオンサービス	兵庫県伊丹市鴻池3丁目16-10	令和8年6月30日	訪問介護

神戸市告示第268号

次の事業者について、介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項本文及び第53条第1項本文並びに第46条第1項本文及び第58条第1項本文の事業者の指定をしたので、同法第78条及び第115条の10並びに第85条及び第115条の30の規定により告示する。

令和8年8月12日

神戸市長 久 元 喜 造

介護保険事業所番号	事業所等の名称	事業所の所在地	指定申請者の名称	指定申請者の所在地	指定年月日	サービス種類
2860290655	訪問看護ステーション こはく	兵庫県神戸市灘区灘南通4丁目3-22-301	一般社団法人碧海	兵庫県神戸市灘区灘南通4丁目3-22-301	令和8年7月1日	介護予防訪問看護
2860290655	訪問看護ステーション こはく	兵庫県神戸市灘区灘南通4丁目3-22-301	一般社団法人碧海	兵庫県神戸市灘区灘南通4丁目3-22-301	令和8年7月1日	訪問看護
2860690417	看護ステーション 感謝	兵庫県神戸市長田区池田新町11-19	一般社団法人朝月福祉会	兵庫県神戸市兵庫区湊川町十丁目26番8号	令和8年7月1日	介護予防訪問看護
2860690417	看護ステーション 感謝	兵庫県神戸市長田区池田新町11-19	一般社団法人朝月福祉会	兵庫県神戸市兵庫区湊川町十丁目26番8号	令和8年7月1日	訪問看護
2870104128	スリールケア	兵庫県神戸市東灘区住吉宮町1丁目11-4-102	あずまや合同会社	兵庫県神戸市東灘区魚崎北町二丁目2-27-102	令和8年7月1日	訪問介護

2870104136	デイサー ビス 風 の詩 甲 南	兵庫県神 戸市東灘 区本庄町 3丁目7 -17	株式会社 ヒナコー ポレーシ ョン	兵庫県神 戸市灘区 備後町五 丁目3-1 -309	令和8年 7月1日	通所介護
2870104144	カーリーナ 神戸ホームヘルプ ステーション東灘 店	兵庫県神 戸市東灘 区住吉宮 町3-15- 8エルパ ラッツォ 住吉宮町 201	合同会社 LGS	兵庫県神 戸市東灘 区住吉宮 町二丁目 14番3号	令和8年 7月1日	訪問介護
2870504350	ケアプラ ンCONNECT	兵庫県神 戸市兵庫 区羽坂通 2丁目1 番9号い せやビル 2F	合同会社 CONNECT	兵庫県神 戸市兵庫 区羽坂通 2丁目1- 9	令和8年 7月1日	介護予防 支援
2870504350	ケアプラ ンCONNECT	兵庫県神 戸市兵庫 区羽坂通 2丁目1 番9号い せやビル 2F	合同会社 CONNECT	兵庫県神 戸市兵庫 区羽坂通 2丁目1- 9	令和8年 7月1日	居宅介護 支援
2870604077	ケアプラ ンもみじ	兵庫県神 戸市長田 区神楽町 3-3-9	有限会社 ユニバー サルライ フ	兵庫県神 戸市長田 区長田天 神町2-3 -27	令和8年 7月1日	介護予防 支援
2870604085	訪問介護 ステーション 感謝	兵庫県神 戸市長田 区池田新 町11-19	一般社団 法人朝月 福祉会	兵庫県神 戸市兵庫 区湊川町 十丁目26 番8号	令和8年 7月1日	訪問介護

2870703861	ヘルパー ステーシ ョンつぼ み	兵庫県神 戸市須磨 区月見山 本町1丁 目5番26 号月見山 モール1 階	株式会社 stand will	兵庫県神 戸市須磨 区飛松町 3丁目5 番13号	令和8年 7月1日	訪問介護
2870804933	サテライ ト特養も もやまだ い	兵庫県神 戸市垂水 区桃山台 5丁目 1140番地	社会福祉 法人恵生 会	兵庫県神 戸市垂水 区桃山台 5丁目 1139番地 3	令和8年 7月1日	短期入所 生活介護
2875004562	ひよどり ホーム居 宅介護支 援事業所	兵庫県神 戸市北区 ひよどり 北町3-2	社会福祉 法人やす らぎ福祉 会	兵庫県神 戸市北区 山田町小 部字惣六 畑山8-88	令和8年 7月1日	介護予防 支援
2875004562	ひよどり ホーム居 宅介護支 援事業所	兵庫県神 戸市北区 ひよどり 北町3-2	社会福祉 法人やす らぎ福祉 会	兵庫県神 戸市北区 山田町小 部字惣六 畑山8-88	令和8年 7月1日	居宅介護 支援
2875004570	ケアプラ ン笑楽 西大池	兵庫県神 戸市北区 西大池二 丁目4番 1号	株式会社 ビオネス ト	兵庫県神 戸市中央 区御幸通 二丁目1 番6号	令和8年 7月1日	介護予防 支援
2875004570	ケアプラ ン笑楽 西大池	兵庫県神 戸市北区 西大池二 丁目4番 1号	株式会社 ビオネス ト	兵庫県神 戸市中央 区御幸通 二丁目1 番6号	令和8年 7月1日	居宅介護 支援

2875104735	障害福祉サービス事業所神戸イリス	兵庫県神戸市中央区脇浜海岸通3丁目1番6号	社会福祉法人緑水会	兵庫県神戸市北区有野町二郎字竈谷898番10	令和8年7月1日	通所介護
2875104743	スマイル栄町通訪問介護事業所	兵庫県神戸市中央区栄町通6丁目1-8	社会福祉法人博愛福祉会	兵庫県加古川市平岡町新在家2333番地の2	令和8年7月1日	訪問介護
2875104750	ライナス	兵庫県神戸市中央区栄町通6丁目1番18号ライオンズスクエア神戸元町1103号	株式会社ライナス	兵庫県神戸市中央区栄町通六丁目1番18-1103号	令和8年7月1日	訪問介護
2875205664	リハビリテーションラボスリーツリー伊川谷	兵庫県神戸市西区前開南町1丁目2-1	株式会社スリーツリー	兵庫県神戸市垂水区王居殿3丁目25-1	令和8年7月1日	通所介護

神戸市告示第269号

特定非営利活動促進法（平成 10 年法律第 7 号）第 57 条第 1 項の規定により、認定特定非営利活動法人の認定が効力を失ったため、同条第 2 項の規定により、次のとおり告示する。

令和 8 年 8 月 12 日

神戸市長 久 元 喜 造

1 名称

特定非営利活動法人まなびと

2 主たる事務所の所在地

神戸市中央区北野町 4 丁目 11 番 3 号

3 代表者の氏名

中山 迅一

4 失効の理由

認定の有効期間（令和 2 年 8 月 26 日～令和 7 年 8 月 25 日）の経過後、令和 8 年 8 月 3 日付けで認定更新が認められない旨決定したため（特定非営利活動促進法第 57 条第 1 項第 1 号）

5 失効年月日

令和 8 年 8 月 4 日

神戸市告示第270号

特定非営利活動促進法（平成 10 年法律第 7 号）第 57 条第 1 項の規定により、認定特定非営利活動法人の認定が効力を失ったため、同条第 2 項の規定により、次のとおり告示する。

令和 8 年 8 月 12 日

神戸市長 久 元 喜 造

1 名称

特定非営利活動法人こうのとりのゆりかご in 関西

2 主たる事務所の所在地

神戸市中央区北長狭通 4 丁目 9 番 26 号 西北神ビル 6 階

3 代表者の氏名

人見 滋樹

4 失効の理由

認定の有効期間（令和 3 年 2 月 10 日～令和 8 年 2 月 9 日）が経過したため（特定非営利活動促進法第 57 条第 1 項第 1 号）

5 失効年月日

令和 8 年 2 月 10 日

神戸市告示第271号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のように変更し、同条第2項の規定により、令和8年8月13日からその供用を開始する。

その関係図面は、神戸市建設局道路管理課に備え置いて、令和8年8月26日まで一般の縦覧に供する。

令和8年8月12日

神戸市

代表者 神戸市長 久 元 喜 造

道路の種類	路線名	区 間	新旧別	延長 (メートル)	幅 員 (メートル)
市道	出合会白水線	神戸市西区玉津町高津橋字池ノ内640番1地先から	新	26.30	最大 18.60 最小 14.90
		神戸市西区玉津町高津橋字池ノ内639番1地先まで	旧	26.30	最大 16.60 最小 14.90

神戸市告示第272号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のように変更し、同条第2項の規定により、令和8年8月13日からその供用を開始する。

その関係図面は、神戸市建設局道路管理課に備え置いて、令和8年8月26日まで一般の縦覧に供する。

令和8年8月12日

神戸市

代表者 神戸市長 久 元 喜 造

道路の種類	路線名	区 間	新旧別	延長 (メートル)	幅 員 (メートル)
市道	大池46号線	神戸市北区西大池1丁目25番320地先から	新	20.20	4.00
		神戸市北区西大池1丁目25番318地先まで	旧	20.20	4.00
市道	大池67号線	神戸市北区東大池3丁目3615番10地先から	新	1.00	最大 4.80 最小 4.60
		神戸市北区東大池3丁目3615番10地先まで	旧	1.00	4.80
市道	大池75号線	神戸市北区有野町唐櫃字山伏峠3622番地先から	新	74.10	最大 7.90 最小 6.20
		神戸市北区東大池3丁目4225番11地先まで	旧	74.10	最大 6.20 最小 4.40
		神戸市北区東大池3丁目3615番23地先から	新	34.70	最大 5.60 最小 5.40
		神戸市北区唐櫃字山伏峠3620番1地先まで	旧	34.70	最大 4.40 最小 4.30

神戸市告示第273号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のように決定し、同条第2項の規定により、令和8年8月13日からその供用を開始する。

その関係図面は、神戸市建設局道路管理課に備え置いて、令和8年8月26日まで一般の縦覧に供する。

令和8年8月12日

神戸市

代表者 神戸市長 久 元 喜 造

道路の種類	路線名	区間	延長 (メートル)	幅員 (メートル)
市道	大池78号線	神戸市北区西大池1丁目29番252地先から 神戸市北区西大池1丁目29番120地先まで	76.70	3.90
市道	大池79号線	神戸市北区西大池2丁目12番109地先から 神戸市北区西大池2丁目12番46地先まで	157.30	最大 5.20 最小 3.10
市道	大池79号線	神戸市北区東大池2丁目4268番4地先から 神戸市北区東大池2丁目3432番1地先まで	80.10	最大 4.10 最小 3.80
市道	大池80号線	神戸市北区東大池2丁目3440番3地先から 神戸市北区東大池2丁目3439番6地先まで	73.70	最大 5.40 最小 3.70
市道	大池81号線	神戸市北区東大池2丁目2975番地先から 神戸市北区東大池2丁目3450番19地先まで	126.80	最大 4.70 最小 4.10
市道	大池82号線	神戸市北区東大池2丁目3450番26地先から 神戸市北区東大池2丁目3450番14地先まで	60.90	最大 4.70 最小 4.60
市道	大池84号線	神戸市北区東大池1丁目4239番43地先から 神戸市北区東大池1丁目4239番37地先まで	48.80	最大 5.70 最小 4.40

神戸市告示第274号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、令和8年8月13日から道路の供用を開始する。

その関係図面は、神戸市建設局道路管理課に備え置いて、令和8年8月26日まで一般の縦覧に供する。

令和8年8月12日

神戸市

代表者 神戸市長 久 元 喜 造

道路の種類	路線名	区間	延長 (メートル)	幅員 (メートル)
市道	相生通線	神戸市東灘区魚崎中町1丁目314番6地先から 神戸市東灘区魚崎中町4丁目143番1地先まで	525.20	最小 9.80 最大 15.10
市道	魚崎本山線	神戸市東灘区魚崎中町3丁目208番2地先から 神戸市東灘区魚崎中町3丁目69番3地先まで	12.30	最小 10.40 最大 18.90
市道	魚崎工区21号線	神戸市東灘区魚崎中町2丁目389番3地先から 神戸市東灘区魚崎中町3丁目404番3地先まで	14.30	最小 6.20 最大 9.90
市道	魚崎工区20号線	神戸市東灘区魚崎中町2丁目375番3地先から 神戸市東灘区魚崎中町2丁目389番3地先まで	13.50	最小 6.00 最大 11.70
市道	魚崎町合併20号線	神戸市東灘区魚崎中町2丁目379番3地先から 神戸市東灘区魚崎中町1丁目348番5地先まで	15.10	最小 7.50 最大 13.00

神戸市告示第275号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のように変更し、同条第2項の規定により、令和8年8月13日からその供用を開始する。

その関係図面は、神戸市建設局道路管理課に備え置いて、令和8年8月26日まで一般の縦覧に供する。

令和8年8月12日

神戸市

代表者 神戸市長 久 元 喜 造

道路の種類	路線名	区 間	新旧別	延長 (メートル)	幅 員 (メートル)
市道	名谷環状線	神戸市須磨区中落合2丁目 17番2地先から	新	15.50	最大 24.30 最小 24.30
		神戸市須磨区中落合2丁目 17番2地先まで	旧	15.50	最大 22.30 最小 18.60

神戸市告示第276号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のように変更し、同条第2項の規定により、令和8年8月13日からその供用を開始する。

その関係図面は、神戸市建設局道路管理課に備え置いて、令和8年8月26日まで一般の縦覧に供する。

令和8年8月12日

神戸市

代表者 神戸市長 久 元 喜 造

道路の種類	路線名	区 間	新旧別	延長 (メートル)	幅 員 (メートル)
市道	住吉東町36号線	神戸市東灘区住吉東町4丁目18番2地先から	新	4.00	最大 6.10 最小 6.10
		神戸市東灘区住吉東町4丁目18番2地先まで	旧	3.80	最大 6.00 最小 6.00

給水装置の構造及び材質に関する規程の一部を改正する規程をここに公布する。

令和8年8月12日

神戸市水道事業管理者 坂 田 昭 典

神戸市水道管理規程第3号

給水装置の構造及び材質に関する規程の一部を改正する規程

給水装置の構造及び材質に関する規程（昭和33年7月水道管理規程第9号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第2号において「改正部分」という。）及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第3号において「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- （1）改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- （2）改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- （3）改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後					改正前					
別表（第4条関係）					別表（第4条関係）					
給水 用具	分類	品目	呼び径	規格等	給水 用具	分類	品目	呼び径	規格等	
										[略]
	[略]	[略]	[略]	[略]		[略]	[略]	[略]	[略]	[略]
	分岐	[略]	[略]	[略]		分岐	[略]	[略]	[略]	[略]
	配水ポリエチレン管用 サドル付分水栓		50×20・ 25又は 75×20・ 25・40	[略]		配水ポリエチレン管用 サドル付分水栓		50×20・ 25	[略]	[略]
[略]		[略]	[略]	[略]	[略]		[略]	[略]	[略]	
[略]		[略]	[略]	[略]	[略]		[略]	[略]	[略]	
[略]		[略]	[略]	[略]	[略]		[略]	[略]	[略]	
[略]		[略]	[略]	[略]	[略]		[略]	[略]	[略]	
備考 [略]					備考 [略]					

附 則

この管理規程は、令和8年10月1日から施行する。

神戸市水道告示第18号

神戸市指定給水装置工事事業者規程（平成10年3月水道管理規程第10号）第7条の規定により次のとおり神戸市指定給水装置工事事業者の事業の廃止の届出があったので、同規程第10条の規定により告示する。

令和8年8月12日

神戸市水道事業管理者 坂 田 昭 典

指定番号	名称	所在地	代表者	廃止年月日
42137	株式会社エネテック大阪	堺市堺区砂道町一丁1番29号	國分 一郎	令和8年4月1日